

## 改正の概要

### 第9条 不当な客引き行為の禁止

項	号	規制行為及び命令権限	規制対象	改正概要
1項	5号	売春類似行為をするための客引き、誘引、客待ち行為	街娼・男娼	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別に関係なく、全ての性別関係の性交類似行為を規制対象とする。</li> <li>誘引行為の規制を追加。</li> </ul>
3項		客引きを受けた者を客として受け入れる行為	性風俗店、キャバクラ、深夜マッサージ等	客引きを受けた者を客として受け入れる行為の規制を新設。
4項		誘引行為	キャバクラ、深夜マッサージ、風俗案内所等	公共の場所における誘引行為の禁止（規制対象を改正）。
5項		客待ち行為	キャバクラ、深夜マッサージ、風俗案内所等	公共の場所における客待ち行為の禁止（規制対象を改正）。
6項	1号	酒類提供飲食店の客引き行為等	酒類提供飲食店（居酒屋等）	酒類提供飲食店（居酒屋等）やカラオケ店の客引き、誘引、客待ち行為の規制（罰則なし）を新設。
	2号	カラオケ店の客引き行為等	カラオケ店	
7項	1号	誘引行為に対する警察官の中止命令	キャバクラ、深夜マッサージ、風俗案内所等	公共の場所における誘引・客待ち行為をする者に対する警察官の中止命令の権限を新設。
	2号	客待ち行為に対する警察官の中止命令	キャバクラ、深夜マッサージ、風俗案内所、スカウト等	
8項		客待ち、誘引行為に対する再発防止命令	中止命令を受けた行為者	誘引・客待ち行為を反復して行うおそれがあると認める行為者に対する公安委員会による再発防止命令を新設。
9項		事業者に対する指示処分	中止命令を受けた行為者が稼働する事業所	中止命令を受けた行為者が稼働する事業所に対する公安委員会による指示処分を新設。
10項		事業者に対する事業停止命令	指示処分を受けて指示に従わない事業者	指示処分の指示に従わない事業者に対する公安委員会による事業停止命令を新設。
11項		聴聞の実施		再発防止命令、事業停止命令については、公安委員会による聴聞を実施する規定の新設。
12項		審理の公開		聴聞の期日における審理を原則公開により実施する規定を新設。